

募 集 要 領

1 概 要

神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号に所在する防衛大学校内において実施される令和8年度開校記念祭における臨時売店の設置及び経営を行う業者を、以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 設置施設の所在地及び名称

神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号 防衛大学校

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所

防衛大学校開校記念祭委託売店委員会が指定する臨時売店スペース

※ 1店舗当たりの使用面積：8.30m×3.60m＝29.88㎡（予定）

(3) その他

詳細は仕様書のとおり。

4 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期間内に直接持ち込み又は郵送で提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙様式第2） 10部

他の業者との混同を防ぐため、業者名を必ず記入するとともに、「(ウ) 企画提案書付属書類」と併せて1部ずつクリップまたはホッチキス等で編綴すること。
ただし、ゼムクリップ等衝撃で外れる可能性があるものは使用しないこと。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ごみ・廃棄物の処分方法

d クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

e 決済方法、金銭管理

f 防衛大学校開校記念祭における営業方針

g 三浦半島グルメフェスにあたり、提供する商品・サービスと地域の関連性

h その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 10部

販売商品カタログ、その他企画提案書に記載しきれない情報を補足する資料(日本産業規格A列4番)

(エ) 資格確認書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に示す関係書類を併せて提出すること。ただし、令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、a、b、c及びdに定める書類に代えることができる。関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

a 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書))

※発行後3ヶ月以内のもの

b 営業経歴書(会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレットでも可)

c 財務諸表(個人にあつては直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書。法人にあつては直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等)

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(個人にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3)

※発行後3カ月以内のもの

e 会社概要(様式は問いません。上記「b 営業経歴書」又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要です。)

f 印鑑証明書

※発行後3カ月以内のもの

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(飲食物を販売する場合のみ)

h 誓約書(別紙様式第4)

i 役員名簿(別紙様式第5)

イ 提出先

〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号
防衛大学校 総務部 厚生課 担当：國分

ウ 提出期間

令和8年9月1日(火)から同年9月15日(火)(土日祝日を除く)
9時から17時まで(13時から14時までの間を除く。)
なお、郵送の場合も令和8年9月15日(火)17時必着とする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除及び追加）を禁止する。

5 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査のうえ、設置業者を決定する。

6 設置業者決定日（予定）

令和8年10月2日（金）

（防衛大学校学生会館1階掲示板に掲示及び防衛大学校ホームページに掲載）

7 業者決定後の予定

出店が決定した業者は、下記の書類等を順次提出すること。提出要領・提出期限等は決定後に別途指示する。

- (1) パンフレット用の写真等（決定後速やかに。電子データによる提出を原則とする。）
- (2) 国有財産使用許可に係る書類（10月上旬）
- (3) 火気使用許可に係る書類（10月上旬。火気を使用する業者のみ）
- (4) 行事等による食品の提供届（10月上旬。食品を提供する業者のみ）
- (5) 防衛大学校の入門に係る書類（10月中旬）
- (6) 腸内細菌検査の結果に係る書類（当日まで）